

静岡県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、静岡県と厚生労働省静岡労働局（以下「静岡労働局」という。）が、県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備の実現に向け、相互に連携して雇用に関する施策を推進することを目的として締結する。

(事業計画)

第2条 静岡県及び静岡労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度具体的な取組の内容及び実施方法を「静岡県雇用対策協定に基づく事業計画」として定める。

(運営協議会)

第3条 静岡県及び静岡労働局は、前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価を行うための運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は別に定める。

(要請)

第4条 静岡県知事及び静岡労働局長は、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、静岡県及び静岡労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改定する必要が生じた場合は、静岡県及び静岡労働局は協議し、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、静岡県知事及び静岡労働局長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成28年12月1日

静 岡 県 知 事

川勝 平太



厚生労働省静岡労働局長

野村 栄一

